

発議第13号

介護保険制度の改善と介護従事者の処遇改善を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和5年12月13日提出

提出者	松伏町議会議員	平野千穂
賛成者	松伏町議会議員	長谷川真也
賛成者	松伏町議会議員	吉田俊一
賛成者	松伏町議会議員	高野祐大

松伏町議会議長 増田 等 様

介護保険制度の改善と介護従事者の処遇改善を求める意見書

介護保険制度は2000年、「社会が支える介護」を掲げて創設され、今年で23年が経過しました。しかしこの間、政府によって社会保障費の自然増が毎年、数値目標を決めて削減されるなかで、介護報酬の連続削減、利用料1割負担の2割・3割への引き上げ、介護施設の食費・居住費の負担増、要介護1・2の訪問・通所介護の保険給付外し、要介護1・2の特別養護老人ホーム入所からの締め出しなど必要な介護サービスを利用できない実態が広がっています。このため、家族の介護のために仕事をやめる「介護離職」は年間10万人にのぼっています。

一方、介護事業所では、深刻な人手不足と低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした事態をいっそう加速しています。

ところが政府は、「世代間の偏りのない社会保障」を実現するとして、利用料負担の原則2割化、ケアプラン・多床室の有料化、要介護1・2のサービスの保険給付外しなど介護サービスのいっそうの引き下げ・被保険者の負担増をめざしています。利用者、事業者双方に新たな負担を押しつけるかかる制度改正は介護保険制度に対する国民の不信を招き、ひいては制度の存立基盤を危うくするもので断じて認めることはできません。

ゆきとどいた介護を実現するには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本的な改善、介護従事者の大幅な処遇改善を図ることが何よりも必要になっています。

よって政府におかれましては、憲法25条に基づいた「介護の社会化」の実現をはかるため以下の対策を講ずるよう強く要望します。

1. 必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、制度の抜本的な見直しをはかること。
2. 利用料2割負担の対象者拡大、要介護1・2の保険給付はずし（総合事業費への移行）など、介護保険の利用に新たな困難をもたらす見直しを行わないこと。
3. 介護報酬を大幅に引き上げるとともに、介護報酬の引き上げがサービス利用に支障が生じないよう、併せて利用者負担の軽減をはかること。
4. 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均まで早急に引き上げるともに、介護従事者を増やし、1人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月13日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長	額	賀	福志郎	様
参議院議長	尾	辻	秀久	様
内閣総理大臣	岸	田	文雄	様
財務大臣	鈴木	木	俊一	様
厚生労働大臣	武	見	敬三	様